

議案第5号

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正  
する条例

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号）  
の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改  
め、同条第3項中「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子  
を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を  
除く。以下この項において同じ。）」を「職員」に改め、同条第4項後段中「養育」と  
あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子  
を養育」とあり、及び前項」を「養育する」とあり、及び前2項」に、「職員（職員の  
配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとし  
て規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同  
じ。）」を「職員」に、「養育」とあるのは」を「養育する」とあるのは」に、「を介  
護」を「を介護する」に改める。

第17条第1項中「定める者」を「定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第19条第1項中「第2条から前条まで」を「第2条から第18条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するため、及び介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、本案を提出する。